

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成30年8月10日

独立行政法人国立病院機構
三重中央医療センター院長 霜坂 辰一

1. 競争に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
給食・食器洗浄業務委託契約 一式
- (2) 仕様等
別紙仕様書による
- (3) 契約期間（履行期限）
平成30年10月1日～平成31年3月31日
- (4) 履行場所
国立病院機構三重中央医療センター

2. 競争参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている場合は除く）でないこと。
- (2) 独立行政法人国立病院機構東海北陸地域において指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）で以下の資格を有する者であること。
 - ① 資格の有効期間『平成28年・29年・30年度有効』
 - ② 資格の種類『役務の提供』
 - ③ 資格の等級『A、B又はC』
 - ④ 競争参加地域『東海北陸』
- (4) 契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために以下の資格を有するものであること。
 - ① 医療法に基づいて下記の条件を満たしていること。
 - 一 受託業務の責任者として、患者等給食の業務に関し、相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
 - 二 受託業務の指導及び助言を行う者として、次のいずれかの者を有すること。
 - イ 病院の管理者の経験を有する医師
 - ロ 病院の給食部門の責任者の経験を有する医師
 - ハ 臨床栄養に関する学識経験を有する医師
 - ニ 病院における患者等給食の業務に五年以上の経験を有する管理栄養士
 - 三 栄養士が受託業務を行う場所に置かれていること。
 - 四 従事者として、受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者が受託業務を行う場に置かれていること。
 - 五 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - イ 適時適温の給食の実施方法
 - ロ 食器の処理方法
 - ハ 受託業務を行う施設内の清潔保持の方法
 - 六 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - イ 人員の配置
 - ロ 適時適温の給食の実施方法及び患者がメニューを選択できる食事を提供することの可否
 - ハ 業務の管理体制
 - 七 受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すること。
 - 八 病院が掲げる給食に係る目標について、具体的な改善計画を策定できること。
 - 九 従事者に対して、適切な健康管理を実施していること。
 - 十 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

- ② 継続的な提供が特に重要であることから、患者等給食の安定的な提供が行えるように必要な措置が講じられていること。

3. 契約条項を示す場所

〒514-1101

三重県津市久居明神町2158番地5

独立行政法人国立病院機構

三重中央医療センター2階 企画課 契約係 辻田壽栄

TEL 059-259-1211 (内線1214)

FAX 059-256-2651

4. 競争執行の場所及び日時

(1) 入札説明会の日時及び場所

平成30年8月23日 10時00分～

独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター2階 地域医療研修センター

(2) 競争入札参加資格を有することを証明する書類の受領期限

平成30年9月3日 17時00分まで

(3) 入札書の受領期限

平成30年9月3日 17時00分まで

(4) 開札の日時及び場所

平成30年9月4日 10時00分～

独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター2階 地域医療研修センター

5. その他必要な事項

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争入札資格を有することを証明する書類及び、封印した入札書を4の(2)、(3)で示す受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 交渉権者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行なった者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。

ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）が、次の各号に掲げる場合にあつては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とする。

① 申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。

② 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき。

(7) 契約価額の決定

第一交渉権者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し契約価額を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかつた場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うこととする。

(8) 詳細は入札説明書による。